

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 8月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去系(B)原子炉停止時冷却モード注入弁及び同手動注入弁のシート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	8/12の再審議において、不適合件名を変更
2	2号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)2B-1気中しゃ断器点検において、しゃ断器の部品隙間の測定値が管理値を外れている箇所(3箇所)が認められたため、当該箇所の隙間を点検・調整。	GⅢ	
3	2号機	プロセス放射線モニター系主排気筒サンプル温度計(D17-TIS-113B)において、デジタル表示部の表示不良が認められたため、当該表示部を交換。	GⅢ	
4	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)において、当該熱交換器冷却水差圧計の差圧検出配管(入口側)に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GⅢ	